d　項番２「リスク量の変動」の項には、ポジション変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

e　項番３「モデルの更新又は変更」の項には、連結自己資本規制比率告示第二百五十一条第二項第三号又は第二百八十条の十第三項第三号に規定するリスク計測モデルの更新又は変更（計測対象の変更を含み、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因する変更を除く。）に起因して、連結自己資本規制比率告示第二百五十六条第一項又は第二百八十条の十二第一項に規定する変更に係る届出を行った場合のリスク・アセットの額の変動額を記載すること。期中においてリスク計測モデルの更新及び変更に係る届出を２回以上行った場合には、項を追加した上、それぞれの更新及び変更につき額を計上すること。

f　項番４「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更（新たな規制の導入を含む。）による計算手法の変更に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

g　項番５「買収及び売却」の項には、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

h　項番６「為替の変動」の項には、為替変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。

i　項番７「その他」の項には、項番２から項番６までに掲げる項目以外の要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番６と項番７との間に項を追加の上、当該要因及び当該要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。

j　イ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第一号の規定により算出される額を８パーセントで除して得た額を記載すること。

k　ロ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第一項第二号の規定により算出される額を８パーセントで除して得た額を記載すること。

l　ハ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百五十四条第二項の規定により算出される追加的リスクの額を８パーセントで除して得た額を記載すること。

m　ニ欄には、連結自己資本規制比率告示第二百八十条の十一の規定により算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を８パーセントで除して得た額を記載すること。

n　ヘ欄には、イ欄からホ欄までに計上される額の合計額を記載すること。項番１ａ「前四半期末におけるリスク・アセット」の項及び項番８ｃ「当四半期末におけるリスク・アセット」の項ヘ欄の額は、第一面の項番18「マーケット・リスク　うち、内部モデル方式適用分」の項ロ欄の額及びイ欄の額と、それぞれ一致する。

o　項番８ｃ「当四半期末におけるリスク・アセット」の額は、第一面の項番18「マーケット・リスク　うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

p　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

q　この面に記載する比率（項番１ｂ及び項番８ｂ）は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

r　開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。

s　この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新銀行告示」という。）第二条（新銀行告示第三条第三項から第五項まで、第四条第三項第二号及び第四項第二号、第五条第三項及び第四項、第七条第三項第二号及び第四項第二号並びに第八条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の規定及び新銀行告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2　新銀行告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3　新銀行告示第三条第一項及び第二項の規定、新銀行告示第三条第三項において準用する新銀行告示第三条第一項（第十一号に係る部分に限る。）の規定、新銀行告示第三条第四項において準用する新銀行告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第四号を含む。）の規定並びに新銀行告示第三条第五項において準用する新銀行告示第二条第六項から第八項までの規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4　新銀行告示第四条第一項、第二項及び第三項第一号（新銀行告示第五条第三項において準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第四条第三項第二号において準用する新銀行告示第二条第三項の規定、新銀行告示第四条第四項第一号（新銀行告示第五条第四項において準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行告示第四条第四項第二号及び第五項の規定、新銀行告示第四条第五項及び第六項（それぞれ新銀行告示第五条第五項において準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行告示第七条第一項、第二項及び第三項第一号（新銀行告示第八条第三項において準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第七条第三項第二号において準用する新銀行告示第二条第三項の規定、新銀行告示第七条第四項第一号（新銀行告示第八条第四項において準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第七条第四項第二号において準用する新銀行告示第二条第四項及び第五項の規定、新銀行告示第七条第五項及び第六項（それぞれ新銀行告示第八条第五項において準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項及び新銀行告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

5　新銀行告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項及び新銀行告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する新銀行告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

6　新銀行告示第五条第一項及び第二項の規定、同条第三項において準用する新銀行告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第四条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定、新銀行告示第五条第四項において準用する新銀行告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第四号を含む。）並びに第四条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに新銀行告示第五条第五項及び第六項において準用する新銀行告示第四条第四項